

国政評第105号
令和3年3月29日

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣
(公印省略)

令和3年度に海上保安庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、令和3年度において海上保安庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

1. 領土・領海の堅守、海上保安体制の充実強化について

中国海警局に所属する船舶による領海侵入等や外国海洋調査船の活動の活発化、その他重大な事案が発生するなど、我が国周辺を取り巻く状況がますます厳しくなっている情勢を踏まえ、領海及び排他的経済水域等の監視警戒・取締りを厳格に実施する。また、こうした状況に対応するため、平成28年12月に決定された「海上保安体制強化に関する方針」等に基づき、計画的に海上保安体制の強化を進める。

[具体的な目標]

- ・ 繰り返される尖閣諸島周辺海域の我が国領海等への中国海警局に所属する船舶の接近・侵入等の厳しい情勢を踏まえ、関係省庁と緊密に連携し、領海警備に万全を期すこと。また、大和堆周辺海域等における外国漁船等への対応及び日本漁船の保護、原発等へのテロの脅威、排他的経済水域及び大陸棚における外国海洋調査船による調査活動等の重要事案に適切に対応すること。加えて、日本海沿岸部への木造船等の漂流・漂着に細心の注意をもって対応すること。【主要】
- ・ 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備、広大な我が国周辺海域における監視体制の強化のため、巡視船・航空機等の整備や情報通信体制の強化を進めること。また、基盤整備として、大型練習船の整備や教育訓練施設等の拡充を進めるとともに、教育訓練施設の新型コロナウイルス感染症対策を推進する

こと。【主要】

- ・ 海上保安官による安全かつ確な海上保安業務の遂行のため、新型コロナウイルス感染症対策資機材等の充実・強化を図るとともに、船内における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、隔離区画や独立空調の設置等、長期間行動する大型巡視船の改修を進めること。【主要】
- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、法の支配に基づく海洋秩序維持の重要性をアジア諸国を含む関係諸国との間で共有するとともに、アジア諸国を含む関係諸国の海上保安機関に対する能力向上支援や協力関係の強化を図ること。【主要】

2. 海上における治安の確保について

積極的な情報収集活動等を通じて情勢を正確かつ迅速に把握し、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ確に取り締まるとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。

[具体的な目標]

- ・ 令和3年度には「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会」が開催されることを踏まえ、テロ事案をはじめとする、国民の安全・安心を阻害するおそれのある活動に対する警備体制等の充実・強化を図り、万全な警備を行うこと。
- ・ 「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数を0件とすること。【主要】

3. 海難の救助について

海難の救助に関し、即応体制を常に整えておくとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ確な救助を行う。

[具体的な目標]

- ・ 要救助海難に対する救助率を95%以上とすること。【主要】
- ・ 海難救助には速やかな救助の要請が必要であり、周知・啓発に取り組み、海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率を令和7年までに85%以上とすること。

4. 海上交通の安全確保について

海上交通の安全確保に関し、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に基づく指導、船舶交通の安全のために必要な情報提供等を的確に行うことにより、海難の未然防止を図る。さらに、近年の頻発・激甚化する台風等自然災害への対策を推進する。

[具体的な目標]

- ・ ふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模海難の発生数を0件とすること。【主要】
- ・ 我が国周辺で発生する船舶事故隻数を令和7年度までに1,500隻未満を目指すこと。【主要】

5. 海上防災・海洋環境の保全について

激甚化する自然災害や大規模な油等流出事故による海上災害の発生リスクに対し防災対策を推進するとともに、油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染を防止し、一般市民を対象とした啓発活動を通じて海洋環境の保全に貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 大規模地震・津波、大雨・台風等の自然災害、原子力災害及び油や有害液体物質の排出に伴う海上災害の発生時における災害対応能力の強化を図るとともに、関係機関と連携し、発災初期の情報共有にかかる内容をより充実させた合同防災訓練を令和3年度に200回以上実施すること。【主要】
- ・ 油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染の防止を図るため、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会による指導、若年齢層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室による啓発活動を令和3年度に230回以上実施すること。

6. 海洋調査等について

海上の安全確保、海洋権益の確保、防災情報の整備・提供といった様々な目的のために適切に海洋調査を実施するとともに、海洋における活動の基盤情報となる調査成果を集約し、内閣府の調整のもと、気象庁等の関係機関をはじめ、目的に応じた効果的な情報提供を実施する。

[具体的な目標]

- ・ 他国による海洋境界の主張に対し、我が国の立場を適切な形で主張するべく、これまで強化してきた海洋調査体制の下、必要な海洋調査等を計画的に実施すること。【主要】
- ・ 「第3期海洋基本計画」（平成30年5月閣議決定）及び「我が国における海洋状況把握（MDA）の能力強化に向けた今後の取組方針」（平成30年5月総合海洋政策本部決定）に基づき、「海洋状況表示システム」の情報のさらなる広域性・リアルタイム性の向上を図るための機能強化に取り組むこと。【主要】
- ・ 全国20箇所の験潮所における験潮により平均潮位を算出し、験潮月表として毎月公表するほか、長年にわたり蓄積した験潮結果から、海図において水深の基準となる最低低潮面等を算出すること。また、験潮結果を防災情報にも活用するため、気象庁（リ

アルタイム) 及び国土地理院 (毎月) に提供を行うこと。【主要】